

南区まちづくり活動サポート事業 募集要項（案）

南区自治協議会では、地域課題の解決に向けた区自治協議会提案事業を行っています。

平成 30 年度から、「南区まちづくり活動サポート事業」として、南区区ビジョンまちづくり計画に掲げる様々な地域課題の解決につながる取り組みを地域活動団体と協働で実施します。

ただし、本事業は、平成 30 年 2 月定例会市議会で、平成 30 年度一般会計予算が可決された場合に事業実施となります。

新潟市南区自治協議会

1 内容

(1) 対象事業

南区内に主たる活動拠点を有する非営利の団体※¹が、南区自治協議会の事業募集に応募して実施したい(あるいは南区自治協議会と連携して実施したい)事業で、南区区ビジョンまちづくり計画に掲げる「目指す区のすがた※²」のいずれかに該当し、次の①から④のいずれにも該当するもの

- ① 平成30年度内に実施するもの。
- ② 政治、宗教などに関する活動や、公序良俗に反するものでないこと。
- ③ 本市若しくは他の公共団体又はこれらが出捐又は出資する団体が行う財政的支援を受けていないもの又は申請していないもの。
- ④ 応募団体が継続的に実施しているものでないこと。

※1 非営利の団体

商工会、農業協同組合等を含む。(詳細は、事務局にお問い合わせください。)

※2 「目指す区のすがた」

- 《ひととひとがふれあい、安心していつまでも暮らせるまち》
- 《誰もが快適に移動できる交通の利便性が高いまち》
- 《農商工の連携が、新たな活力を生み出すまち》
- 《大凧が舞い、獅子が跳ね、ルレクチエが実るまち》

(2) 事業費

1事業につき50万円以内 委託料として支払う予定。

(3) 対象経費

事業に直接要するもので、必要最低限の経費を対象とします。ただし、次の経費を除きます。

- ① 応募団体の事務所等を維持するための経費
- ② 応募団体の経常的な活動に要する経費
- ③ 食糧費(健康管理上必要なものなど、南区自治協議会が認めるものは除く)
- ④ 応募団体の構成員に対する人件費やそれに準ずるもの
- ⑤ 単価3万円(税込)を超える物品(以下「備品」という。)の購入費
- ⑥ その他、事業に直接関係ないと新潟市が認める経費

※ 対象となる経費は、委託契約日以降の経費が対象となります。

※ 領収書等がない等用途が不明なものは対象となりません。また、支払額は提出された申請書などを審査したうえで決定します。希望する金額について全額支出できない場合がありますのでご了承ください。

2 応募方法

(1) 募集説明会

募集説明会への出席は、応募の条件となります。

- ◆ 日 時 平成30年4月12日(木) 午後7時～
- ◆ 会 場 南区役所 講堂
- ◆ 申 込 募集説明会への出席をご希望の団体は、4月5日(木)までに、下記宛て FAX かメールでお申し込みください。

(2) 申請書類

- ① 事業提案書
- ② 収支予算書
- ③ 団体の概要に関する調書、定款・規則・会則等
- ④ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- ※ 地域コミュニティ協議会、自治会・町内会は③の書類省略可
- ※ ①～④の書類については、新潟市南区ホームページに掲載しています。ダウンロード可。また、南区役所地域課でも配布しています。(上記、募集説明会でも配布します。)

(3) 応募締め切り

平成30年4月26日(木) 午後5時30分 必着

※ 下記宛て郵送、メールまたは直接ご提出ください。

(4) 申込・応募先

〒 950-1292

新潟市南区白根 1235 番地

南区役所地域課企画・地域振興担当

TEL : 025-372-6615

FAX : 025-373-2385

E-mail : chiiki.s@city.niigata.lg.jp

3 審査

(1) 審査基準

① 地域の課題解決性

地域の課題解決に向け取り組む事業であり，地域住民が主体となつて取り組み，地域性を活かした事業となっているか。

② 実現性

組織体制，事業内容，スケジュール，予算が具体的に計画されていて，事業効果が期待される事業になっているか。

③ 継続性

委託期間が終了しても継続して取り組める内容になっているか。または，効果が継続して表れる事業になっているか。

(2) 審査方法

上記審査基準に基づき，一次審査（書類審査），二次審査（プレゼンテーション審査）を実施します。

(3) 審査員

南区自治協議会で審査します。

4 スケジュール

平成30年3月1日（木）	募集開始 （南区役所だより・ホームページ掲載等）
平成30年4月5日（木）	説明会申し込み締め切り
平成30年4月12日（木） 午後7時～	説明会開催（南区役所 4階「講堂」） <u>※説明会への参加は応募の条件となります。</u>
平成30年4月26日（木）	応募締め切り
平成30年5月上旬	一次審査（書類選考）結果通知発送
平成30年5月15日（火） 午後7時～	二次審査（プレゼンテーション）実施 （南区役所 4階「講堂」） <u>※一時審査通過者から参加していただきます。</u>
平成30年5月中旬若しくは下旬	二次審査結果通知発送
平成30年6月1日（金）～ 平成31年3月20日（水）	事業実施
平成31年3月	結果報告（第12回南区自治協議会本会議）

5 注意事項

(1) 採択の取り消し

応募者が次のいずれかの事由に該当すると認められるときは、採択を取り消します。

- ① 虚偽や、その他不正の手段により採択を受けたとき
- ② 決定内容、またはこれに付した条件に違反したとき

(2) その他

① 申請した内容が大幅に変わる場合[※]は、事務局と協議してください。変更内容によっては、採択が取り消しとなる場合があります。

また、申請額に変更がある場合、減額されることはありますが、増額はできません。

② 原則として、事業を再委託することはできません。

※3 申請した内容が大幅に変わる場合

収支予算書に比較して金額が 2 割以上増減する場合、若しくは、金額変更が 2 割未満でも事業内容が大幅に変わる場合

6 事業実施後に関する事項

(1) 報告書の提出

事業実施後、速やかに報告書の提出をお願いします。報告書の様式は、採択時にお送りいたします。

(2) 南区自治協議会での報告

平成 31 年 3 月に開催する南区自治協議会に出席のうえ、本事業の結果報告をお願いします。

7 お問い合わせ先

新潟市南区自治協議会（事務局：南区役所地域課 企画・地域振興担当）

TEL：025-372-6615

FAX：025-373-2385

E-mail：chiiki.s@city.niigata.lg.jp

平成 年 月 日

南区自治協議会長 宛

**南区まちづくり活動サポート事業
事業提案書**

提案団体	団体名：
	代表者名：
	団体住所：
連絡先	担当者名：
	担当者住所：
	電話番号/FAX：
	電子メール：

事業名	
事業概要	事業内容（目的，内容，対象者・人数，期間等）
	事業スケジュール
	事業効果
	事業の継続性
事業費	円（税込額）

収支予算書			
収入内訳			
収入項目	金額	内 訳	
南区まちづくり活動サポート事業委託料	円	新潟市からの委託料	
	円		
	円		
収入合計	円		
支出内訳			
支出項目	金額	内 訳	委託料 充 当
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
支出合計	円		

※ 支出内訳で、南区まちづくり活動サポート事業委託料を充当する項目は、「委託料充当」欄に○を記入してください。

※ 対象経費は、原則として次のとおりです。

- 〔 人件費（事業実施に直接必要な人件費）、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、郵便料、保険料、使用料・賃借料、その他市長が認める経費 〕
- ▶食糧費は、健康管理上必要なものなど、南区自治協議会が認めるもののみ対象にできます。
 - ▶事業実施に直接関係のない団体運営に関する人件費、事業所賃借料、光熱水費などの経費（それらと明確に区別できない経費も含む）は対象外となります。

平成 年 月 日

団体の概要に関する調書

団体名		
主たる事務所（連絡先）の所在地及び連絡責任者	所在地：〒 新潟市	
	電話番号/FAX：	
	電子メール：	
	連絡責任者：	
代表者	氏名	住所
会 員 （代表者以外の会員を記入してください。書ききれない場合は役員等、主なメンバーを記入してください。）	氏 名	住 所
	①	
	②	
	③	
	④	
	⑤	
	⑥	
	⑦	
	⑧	
	⑨	
	⑩	
	⑪	
	⑫	
	⑬	
	⑭	
	⑮	
	会員数：	名

団体の主な活動(これまでの活動実績)	
団体の予算額(今年度)	<p>1 収入額：_____万円 (うち、会費・寄付金 _____万円／収益事業 _____万円)</p> <p>2 支出額：_____万円</p> <p>※ 今年度(平成30年度)の予算書及び直近の決算書(活動実績のある団体のみ)を添付してください。</p>
特記事項	

※ 団体の定款、規則、会則等の書類を提出してください。(様式任意)

※ 地域コミュニティ協議会、自治会・町内会は、本調書の提出は不要です。

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、「南区まちづくり活動サポート事業」への応募を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき裏面名簿を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

平成 年 月 日

〔法人、団体にあつては所在地〕

住 所

〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕

（ふりがな）

氏 名 ⑩

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

南区自治協議会長 宛